

第 17 回評議員会 議事録

- 1 開催日時 2019年3月22日(金)午後1時00分～午後4時00分
- 2 開催場所 全日自労6F会議室
- 3 評議員 総数 5人
- 4 出席した評議員数
内訳 本人出席 5人
猪野保正 高木哲次 廣瀬 肇 福富保名 宮本禮二郎
欠席者 なし
- 5 監事の出席 磯野紀子
欠席者 伊藤東一
- 6 理事の出席
理事長・神田豊和 常務理事・濱田茂
事務局 事務局・佐藤喜美子
- 7 議 題
議題：第1号議案 議事録署名人選出の件
第2号議案 第16回評議員会以降の第23回理事会、第24回理事会等近々の報告の件(事前資料P1～24)
第3号議案 2018年度事業活動まとめの件(事前資料P25～45)
第4号議案 常勤役員報酬規程の変更の件(当日資料P7)
第5号議案 2019年度事業計画(案)の件(事前資料P46～58)
第6号議案 2019年度予算(案)の件(当日資料別紙A3)
第7号議案 第18回評議員会開催の件
- 8 議長等選任および会議成立の定足数の確認
定刻に至り、神田豊和理事長は開会を宣し、濱田茂常務理事が定款20条にもとづき評議員会の定足数を報告した。続いて議長に互選で廣瀬肇評議員を選出し、本日の評議員会は定数を満たしたので有効に成立した旨を告げたあと議題に入った。
- 9 議事の経過の要領と審議状況及び決議の結果
上記のとおり出席があったので、本評議員会は適法に成立した。
- 10 廣瀬議長から議事録作成人についての提起があり、濱田茂常務理事を全体で承認した。

第1号議案 議事録署名人の選出の件

廣瀬議長から指名により、神田理事長が第1号議案である議事録署名人に議長の廣瀬肇評議員、評議員の福富保名、宮本禮二郎の両氏を指名した。

議長はその賛否を問うたところ、満場異議なく承認した。

第2号議案 第16回評議員会以降近々の事業報告の件

廣瀬議長からの指名により、濱田常務理事が第2号議案である第16回評議員会以降近々の事業報告をおこなった。第22回理事会議事録、第23回理事会の議事録にもとづく報告につづいて、直近の部門部長会議の報告がされた。そのなかで3月の部門部長会議は中止をし延期することが報告された。協会だよりNo. 31号が発行され、6事業所からの月報が紹介された。ITセンターで「くるみん認定取得」を目指して、「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の公表」をホームページ上で行っていることが報告された。磯野監事から、2月18日～20日にかけて行った宮崎の都城事業所、福岡の田川事業所、宮若事業所の事業所監査について報告がされた。神田理事長から、法人一本化に向けたプロジェクト会議第一回目を3月6日に開催し、「改善事項」の確認をし、これに対する参加者から出された意見が報告された。次回は4月22日に開催予定であること。また、神田理事長から多摩支所でのリース契約の件で、三多摩法律事務所の藤井宏治弁護士からの交渉経過についての報告がされた。神田理事長から、育児ヘルプ事業にとりくみたい事業所から相談があり、定款の変更が必要であり内閣府に相談して具体化したいと報告があった。ついで、京都のワークセンターから宿泊者の「個人情報の引継ぎに関する同意書」の件で問い合わせがあり、小池顧問弁護士とも相談をし対応したことが報告された。会計担当の佐藤氏から「本部の資金繰り表（予定）4～6月」について報告がされた。

議長は第2号議案の報告について、出された意見も含めての承認を問うたところ、満場異議なくこれを承認した。

第3号議案 2018年度第三四半期のまとめと監査報告の件

廣瀬議長からの指名により、濱田常務理事から2018年度の第三四半期のまとめについて報告がされた。

損益結果は剰余-1,687万円と大きな赤字で、前年差-1,578万円となっている。

要因は、ITセンターの-514万円という大きな赤字と、京都事業所の-725万円という赤字です。両事業所で約-1,200万円の赤字になります。京都事業所は、退職金を月の費用として400万円計上しており、積立金からの取り崩しをしていません。その部分を修正すれば全体の赤字も1,287万円となります。今後、多摩支所が閉鎖に向けて入居者の他への紹介を進めていますが、さらに赤字を積み重ねることが危惧されます。

差異はどこで生じているか（ワークセンターは予算通り、福岡事業所はゼロとみて検討してみる）。収入予算28,526万円万円に対し25,251万円で、予算に対して-1,636万円と大幅な収入未達成でした。月平均-181万円です。収入予算を達成しているのは、旭川、青森、ITセンター、田川の4事業所と本部です。他の7事業所は未達成ですが、仙台、多摩、京都、福岡の4事業所の未達

2018年4～12月の損益結果 (万円)

	実績	予算	前年	予算差	前年差
1 旭川事業所	22	-7	1	29	21
2 青森事業所	105	-29	-68	134	173
3 仙台事業所	-131	55	51	-186	-182
4 多摩支所	-409	40	10	-449	-419
5 ITセンター	-514	195	-311	-709	-203
6 ワークセンター		-89	115	89	-115
7 京都事業所	-725	238	-817	-963	-92
8 宮若事業所	-23	13	62	-36	-85
9 田川事業所	-59	-15	-34	-44	-25
10 福岡事業所		1	-146	-1	146
11 都城事業所	-26	124	-5	-150	-21
12 本部	73	-635	122	708	-49
計	-1,687	-109	-1,020	-1,578	-667

2018年4～12月の収入実績 (万円)

	実績	予算	前年	予算差	前年差
1 旭川事業所	113	64	108	49	5
2 青森事業所	147	0	264	147	-117
3 仙台事業所	1,114	1,314	1,137	-200	-23
4 多摩支所	1,833	2,250	2,723	-417	-890
5 ITセンター	3,095	2,630	3,376	465	-281
6 ワークセンター		9,525	5,726	-9,525	-5,726
7 京都事業所	7,058	8,449	7,527	-1,391	-469
8 宮若事業所	82	180	235	-98	-153
9 田川事業所	1,102	975	845	127	257
10 福岡事業所		327	76	-327	-76
11 都城事業所	2,060	2,115	2,049	-55	11
12 本部	761	697	716	64	45
計	17,365	28,526	24,782	-11,161	-7,417

2017年4～12月の支出実績

(万円)

	実績	予算	前年	予算差	前年差
1 旭川事業所	92	64	107	28	-15
2 青森事業所	43	29	332	14	-289
3 仙台事業所	1,245	1,259	1,086	-14	159
4 多摩支所	2,242	2,210	2,714	32	-472
5 ITセンター	3,609	2,435	3,687	1,174	-78
6 ワークセンター	9,614	9,614	5,611	-9,614	-5,611
7 京都事業所	7,783	8,211	8,344	-428	-561
8 宮若事業所	105	167	172	-62	-67
9 田川事業所	1,261	990	879	271	382
10 福岡事業所		326	222	-326	-222
11 都城事業所	2,084	1,991	2,054	93	30
12 本部	688	1,332	594	-644	94
計	19,152	28,628	25,802	-9,476	-6,650

達成が大きく占めています。

支出は予算28,628万円に対し28,766万円で、予算に+138万円です。予算内の支出の事業所は仙台、京都、宮若の3事業所と本部ですが、他の8事業所は超過支出となっています。とりわけてITの支出が+1,174万円と飛びぬけて大きく出ているのが目立ちます。

事業所別にみても、剰余予算達成事業所は、事業所では旭川、青森、ワークの3事業所と本部です。未達成の9事業所のうち、田川、宮若、宮若の3事業所は予算に接近しています。剰余予算とのかい離が大きいのは、仙台、多摩、ITセンター、京都、福岡です。

つづいて、磯野監事より2月26日に実施した第三四半期の法人監査報告がされた。監査結果として、「本監査は、協会が公益認定を得て5年目の第三四半期決算である。本部の事業所管理機能は徐々に改善されている。理事の職務執行に関して不正行為または法令及び定款に違反する行為は認められなかった。会計書類等は監査期間中の協会の会計活動の実態と後に監査意見で述べる事情により、期間末日の財産の状況を充分反映しているとは言えません。その状況を認識した上で今監査では、各事業所の状況や諸問題が一覧に出され、キャッシュフローの状況で資金繰り等の現状がよく分かるものであった」。監査意見としては、「公認会計士の指摘事項など、これまで指摘してきた問題のところは改善されてきているが、期日までに報告書が出されていない事業所や、改善の約束を履行していない事業所については、公益財団の存続にかかわることあり、厳しい対応をすべきであること。期日までにできないところについては、直接に指導すること。ワークセンターの入力が出来ていない状態は、全体収益の33%を占めているだけに大きな問題である。第三四半期全体の数字で見ることができず正確に分析ができない。全体の正味財産が1,400万円も減少していることは大変な状況である。各事業所、法人の課題、将来を見据えた方向性を検討すべきである。正味財産増減計算書の3期比較が出来ないのは責任重大である。ソフト変更等は慎重に進めること。仙台事業所、都城事業所の借入れが依然として解決されていないこと。ITは、売り上げが半分になって、人件費が上回っている。公益と収益の人件費を正確に計上の必要があること。多摩事業所は閉鎖に向けて入居者を他へ移しているが、4月の補助金の入金を本部としてはきちんと押さえること。ワークセンターの会計入力に特段の努力をすること。」という報告がされた。

濱田常務理事より、ひきつづいてワークセンターが10月以降の会計入力がされていない問題が報告された。報告に対し、評議員からは「ワークセンターは月次決算がやれるようにすべし」という意見が出された。

議長は第3号議案の提案に対して、出された意見も含めての承認を問うたところ、満場異議なくこれを承認した。

第4号議案 常勤役員報酬規定の変更の件

廣瀬議長からの指名により、濱田常務理事から、常勤役員報酬規程の変更の件での提案がされた。これは内閣府からの指摘で「誤り」がわかり、変更をするというものであった。

提案：変更部分

(現行) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは定款第20条に定める理事をいう。

↓

(変更) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは定款第22条に定める理事をいう。

(理由) 定款では第20条ではなく第22条の「役員」の規定がされている

定款 第22条

「第6章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長を持って代表理事とし、常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。」

※参考に第20条は

「(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。」

審議の結果、議長は第4号議案に対して、出された意見も含めての承認を問うたところ、満場異議なくこれを決議した。

第5号議案 2019年度事業計画(案)の件

廣瀬議長からの指名により、濱田常務理事から「2019年度事業計画(案)の件」について報告がされた。した。その内容は、

はじめにでは、2018年2月の内閣府立ち入り調査時に指摘事項について触れ、法人が一体となって改善に取り組んでいくことの必要性について触れ、ついで、各事業の事業計画(案)の報告がされた。

- (1) 高齢者、生活困窮者に対する雇用機会の提供のための事業は、ワークセンター、田川事業所、旭川事業所、宮若事業所で清掃事業行う。仙台事業所、京都事業所、都城事業所では介護事業を行う。介護労働に従事するための資格取得に関する研修事業は、福岡事業所で行う。
- (2) 生活困窮者に対する支援事業は、ワークセンター、ITセンターで行う。
- (3) 賃貸業は、全日自労会館、ユニオンコーポで行う。
- (4) 障害者関係事業はITセンターで行う。

各事業の収益目標は以下の通り。

(1) 高齢者、生活困窮者に対する雇用機会の提供のための事業

清掃事業	5,175万円
無料職業紹介事業	2,456万円
介護事業	14,743万円

(2) 生活困窮者に対する支援事業

ホームレス支援事業	6,000万円
-----------	---------

(3) 賃貸業

賃貸料	880万円
-----	-------

(4) 障害者関係事業

ホームページ作成など	1,700万円
------------	---------

審議の結果、議長は第5号議案の提案事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第6号議案 2019年度予算(案)の件

廣瀬議長からの指名により、濱田常務理事から、「2019年度予算(案)」が提案された。それによると、昨年の全国所長会議で提案した2019年度の必要利益700万円に対し、各事業所からの集計は、

◆各事業所の集計

2019年予算(案)		(万円)		
	収入	支出	利益目標	
1 旭川事業所	85	97	-12	前年実績に合わせる
2 青森事業所	0	18	-18	あらたな仕事起こし
3 仙台事業所	1,572	1,523	49	
4 ITセンター	4,156	4,177	-21	減価償却30万円
5 ワークセンター	9,600	9,181	419	退職積み立て200万円計上
6 京都事業所	9,862	9,747	115	
7 宮若事業所	82	143	-61	前年実績に合わせる
8 田川事業所	1,250	1,202	48	
9 福岡事業所	429	442	-13	
10 都城事業所	2,880	2,757	123	
11 本部	942	1,151	-209	減価償却212万円
計	30,858	30,438	420	※会計ソフト210万円

収入30,858万円で支出は30,438万円となっており、利益は420万円になっており、

2019年度の剰余目標を420万円とするという提案がされた。

濱田常務理事より、2月26日の第24回理事会では、1,140万円の剰余目標を確認したが、その後の検討で420万円になった。臨時にみなし理事会を開催して、剰余目標が1,140万円から420万円になったことの承認を諮りたいという報告がされた。

議長が第6号議案の2019年度利益目標の件と再度理事会に諮ることについて承認を問うたところ、満場異議なくこれを決議した。

第7号議案 次回評議員会開催の件

廣瀬議長からの指名により、濱田常務理事から次回第18回評議員会の開催について6月26日(水)午後1時～5時の提案がされた。

議長はその第7号議案の承認を問うたところ、満場異議なくこれを承認した。

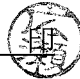
以上をもって、すべての議案の審議を終了したので、午後3時40分、廣瀬議長は閉会を宣言し解散した。


上記の決議を確認するため、議長および議事録署名人の評議員2人がこれに署名捺印する。


2019年3月22日

公益財団法人ソーシャルサービス協会
第17回評議員会


議事録署名人

議 長 廣瀬 肇 

評 議 員 福富 保名 

評 議 員 宮本 禮二郎 

原本と相違ありません

理事長 神田 豊和 

〒169-0073

公益財団法人ソーシャルサービス協会

東京都新宿区百人町4丁目7番2号